

令和6年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時		令和6年8月27日 午後1時30分	
2. 場 所		松 浦 市 文 化 会 館 小 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況 (○出席 ㊞欠席 ㊟遅刻 ㊠早退)			
○ 1番 宮本 国男 ○ 2番 瀬川 靖典 ○ 3番 松本 由美子 ○ 4番 末武 章 ○ 5番 引地 国弘 ㊞ 6番 大石 恵子 ○ 7番 武部 利弘 ○ 8番 崎村 康子 ○ 9番 前田 秀一 ㊞ 10番 宮本 章 ○ 11番 坂本 康弘 ○ 12番 濱崎 稔 ㊞ 13番 久保 繁徳 ○ 14番 太田 重敏 ○ 15番 野中 孝 ○ 16番 金子 秀幸 ○ 17番 山内 重年 ○ 18番 須藤 正文 ○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 川久保 稔美 ○ 山下 勝美 ○ 松本 美徳 ○ 松本 伸雄 ○ 山口 康明 ○ 長谷川 壽幸 ○ 山口 信也 ○ 前田 將直 ○ 松瀬 竹虎 ○ 新見 哲也 ㊞ 高田 良彦 ○ 渡口 学 ○ 松尾 茂 ㊞ 紙本 政信 ○ 徳田 詳吾 ○ 松本 覚二 ㊟ 小林 重喜 ○ 松崎 美喜雄			
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 檜 山 まちこ		次 長 川 内 益 栄	
主 査 桃 田 忠 邦		参 事 吉 田 倉 也	
7. 議 長		佐 々 木 龍 二	
8. 議事録署名委員の指名			
14 番 太田 重敏		15 番 野中 孝	

事務局長 皆様、こんにちは。ただ今から令和6年8月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、農業委員6番 大石委員、農業委員10番 宮本章委員、推進委員 11番 高田委員、推進委員14番 紙本委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

暑い日が続いておりますが、農地パトロールに出席いただきありがとうございます。まだ、後半が残っておりますので引き続きよろしくお願いいたします。農地の利用状況につきましては、10月末までにお手元のタブレットへ入力いただくこととしておりますのでこちらにつきましてもよろしくお願いいたします。

さて、先週女性農業委員の方と「ながさき農業委員会女性ネットワーク総会」へ出席いたしました。総会後の研修会では、本市鷹島町の大石委員の事例発表の中で、「牛と生きる 長崎・鷹島 あったか家族」と題したNBC長崎放送で放送されましたドキュメンタリーの映像視聴があり、会場は感動の涙ですすり泣く声がかれました。食と農の大切さを痛感いたしました。食に直接かわる農業者の皆様には改めて敬意をはらいたいと思っております。

それでは、佐々木会長のご挨拶をいただきまして、8月の総会に入りたいと思います。

会 長 皆さんこんにちは。8月7日の立秋を過ぎ暦の上では秋に入っていますが、今年の異常な暑さはまだまだ衰えません。また一方では台風10号の襲来が心配です。皆さんご存じの通り立春の日から数えて210日目によく台風が来ると言われていますが、今年の210日は8月31日です。また、同じように220日目にもよく台風が来ると言われており、今年の220日は9月10日です。

さて、先程も局長さんからもお話がありました、農地パトロール・三年に一度の移動農業委員会が事務局スタッフの綿密な準備計画のもと実施されています。8月6日の星鹿地区を皮切りに今福・上志佐・御厨の4地区で終了しました。4地区の農業委員さん、推進委員さんには色々のご協力を賜り、ありがとうございました。この後、鷹島・志佐・調川・福島4地区のうち9月4日までに3地区を、8月29日を台風の影響で10月1日に延期した鷹島地区で実施されます。該当地区の農業委員さん、推進委員さんには、お世話をお掛けしますが、どうぞよろしくお願いいたします。併せまして8月20日より各地区で随時開催されています地域計画策定に係る協議の2回目ですが、これにつきましても皆様のご支援ご協力をお願いいたします。それでは、本日の総会よろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名人の指名に移ります。農業委員14番 太田委員、 15番 野中委員のお二人にお願いします。

続きまして、2アール未満農業用施設整備届の受理報告について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 1ページになります。2アール未満農業用施設整備届の受理報告について1件ございましたので、説明いたします。届出人は佐世保市江迎町田ノ元

■、■■■■■■氏、農地の表示は志佐町笛吹免字瀬道田■■■■■、地目は田、面積は26. 0㎡で、届出面積は26. 0㎡です。届出事由は農業用倉庫です。届出日は令和6年8月6日、同日受理し、同日に現地調査を行っており、受理通知日は8月7日です。こちらは、昭和56年月頃に農業用倉庫を建築されたものですが、農地転用届が不要であることから、2アール未満農業用施設整備の届出を失念されていたため、事後報告となったものでございます。

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。
続きまして、申請事件の処理状況について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請事件の処理状況です。7月分の農地法第5条申請4件です。4件とも令和6年8月15日許可となっております。

1件目は、譲渡人 ■■■■■氏、譲受人 (株) ■■■■■ 代表取締役 ■■■■■氏、転用目的は特定建築条件付売買予定地、申請面積は田2筆1, 217㎡です。

2件目は、譲渡人 ■■■■■氏、譲受人 ■■■■■氏、転用目的は一般個人住宅、申請面積は畑1筆 868㎡です。

3件目は、譲渡人 ■■■■■氏、譲受人 ■■■■■・■■■■■ 両氏の1/2共有、転用目的は進入路、申請面積は畑3筆173. 19㎡です。

4件目は、譲渡人 ■■■■■氏、譲受人 (株) ■■■■■ 代表取締役 ■■■■■氏、転用目的は福利厚生施設、申請面積は田1筆310㎡です。

議 長 事務局からの報告が終わりました。各委員さんから何かご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議事に移ります。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第43号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

事件番号1番です。

譲渡人は御厨町大崎免 ■■■■■番地 ■■■■■氏、譲受人は御厨町大崎免 ■■■■■番地 ■■■■■氏です。

申請地は、御厨町大崎免字上辻 〇〇番・畑・1, 897㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。

〇〇氏は認定農業者ではありませんが、会社勤めをしながら水稻などを作付けされており、購入する畑は〇〇氏の自宅の真裏にあり、柿や梅を栽培する計画です。農業従者は1名で農業従事日数は年間150日となっており、その他、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番について地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員4番 末武委員をお願いします。

末武委員 農業委員4番 末武です。只今説明がありました通り〇〇さんの真裏の土地ということで、柿とか梅とか野菜とかを作るということで聞いております。特に問題はないものと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

事件番号1番です。関係資料を6～9ページに添付しております。

申請人は今福町東免 〇〇番地 〇〇氏です。申請地は、今福町東免字東上 〇〇番・畑・28㎡です。農地の区分は、都市計画法の用途地域にある農地のため第3種農地です。

転用の目的は進入路で、住宅までの現在の道幅が狭いため拡幅するというものです。

8～9ページの地籍図・配置図をご覧ください。515番地が自宅で、北側から進入するための道を拡幅します。現状のまま利用し、雨水排水は自然流下です。東側の畑は、議案第45号の事件番号2で住宅用地へ転用する計画であり、周辺に農地はありません。また、申請地は現状のまま利用するため資金は発生せず、確実に事業は実施されると思われますので、許可相当と判断するところです。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員9番 前田委員 お願いします。

帯の住宅地造成で申請地は擁壁で区画されており何ら問題ないかと思われました。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いします。
農業委員18番 須藤委員 お願いします。

須藤委員 はい、18番 須藤です。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、事件番号2番について、現地を確認された委員さんのご意見を
お願いします。農業委員9番 前田委員 お願いします。

前田委員 農業委員9番の前田です。先程と同じく12番濱崎委員、地元委員として武部
委員と現地確認を行いました。申請地の周囲は一般住宅が建っておりまして、
先程事務局から説明がありましたように生活排水などは合併浄化槽で処理し北
側の道路側溝に流すようになっております。雨水は自然流下です。東側の一角
に水田がありますが高さが約8メートルあり、現在はため池の関係で耕作され
ておりません。耕作されても高さの関係で上にありますので何ら影響は無いと
思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いします。
農業委員7番 武部委員 お願いします。

武部委員 農業委員7番 武部です。16ページの資料を見ていただければわかるんですが、
先程も説明がありましたように今回の申請地の北側、東側、当初所有者の家も
近くにありますが、西側にも転用申請が出ておりまして住宅が建てられたよう
な状態でございます。道路の拡張を一部されるということから境界として縁石
か何か入れた方がいいんじゃないかなという話はしておりましたが今回の建設
に関して特段問題はないと判断しております。皆様のご意見をお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、事件番号3番について、現地を確認
された委員さんのご意見をお願いします。農業委員12番 濱崎委員 お願いします。

濱崎委員 農業委員12番の濱崎です。8月20日に事務局と前田委員さんと長谷川推進委
員さんで現地を確認しました。私も、事務局からの説明の通り、何ら問題な
いと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員のご意見をお願いします。
推進委員6番 長谷川委員 お願いします。

長谷川委員 長谷川です。8月20日に農業委員さんと一緒に現地検討しました。隣にも宅
地があり、農地は今度の計画よりも上ということで特段問題はないと思いま
す。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号1番から3番まで一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして、議案第46号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 スライドを準備しますのでしばらくお待ちください。

事務局 お待たせしました。議案第46号荒廃農地調査による農地法2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について説明いたします。
番号1です。申出人は調川町平尾免■■番地■■氏です。農地の所在は、調川町平尾免字平田■■番地・田・3, 213㎡です。8月21日に地元委員の高田委員と事務局とで現地調査を行いました。本人によれば、平成28年ごろから耕作しておらず山林化しているとのことでした。まずは、スライドをご覧ください。ご覧の様に、セイタカアワダチソウが生えている程度で、山林原野化している非農地とは確認できませんでした。この非農地判断については、二つの判断基準があり、そのいずれかに該当する場合に非農地と判断します。一つは、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、二つは、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続した利用が見込まれないこと、です。申出地はスライドのとおり山林原野化しておらず、周辺でも水稻の作付けが行われていることから、遊休農地の区分という緑区分の農地、草刈や耕起をすれば農地へ復旧可能な農地であると判断できるため、非農地には該当しないと考えます。本日、高田委員は欠席ですが、申出地について、現時点では農地と判断でき非農地ではないとのご意見でしたのでお伝えいたします。以上、ご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいま事務局の代理発言として地元委員からの意見がございました。各委員さんから何かご意見はございますか。

坂本委員 農業委員18番の坂本でございます。今、スライドで出てきました土地ですけど、田という地目になってますけど、実際は水が無いところでございまして、田んぼにするには難しいのかなと、現状で作っておられるところは何軒かございますけど、そこを賄う水で精いっぱい、該当する土地は上の方からズーッと水路を伝って来てるんですね。水路も竹藪の中を通っててイノシシが潰してしまっていたりする所で、現在は流れておりません。田にするには難しいのかなと言うところでございますが、現況ではまだ原野というには早いのかなといった状態ですね。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。現況としては原野とするには難しいのかな
とのことですね。それから、田への復元も条件的に難しいということです。他
にご意見はございますか

委 員 （なし）

議 長 無いようですので、議案第46号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定
する農地に該当するか否かの決定については、非農地扱いは難しいとのことで
よろしいでしょうか。

「非農地として通知はしない。」そういった形で進めさせていただきます。

以上を持ちまして、本日の付議事項を審査決定いたしました。

続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いします。

事務局 それでは、協議事項です。本日はご報告と事務連絡がございます。

- ・「視察研修について」
- ・「その他」

議 長 以上で、総会を終了します。次回の農業委員会総会は、9月27日金曜日とい
たします。（場所 本庁市民ホールを予定）本日は大変お疲れ様でした。
ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 10 分

